

# 国立大学法人東京外国語大学保健管理センター教授会規程

（平成16年 4月 1日）  
規 則 第 180 号

（趣旨）

第1条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学学則第11条第2項の規定に基づき、東京外国語大学保健管理センター（以下「センター」という。）に置く教授会に関し必要な事項を定める。

（教授会）

第2条 教授会は、国立大学法人東京外国語大学保健管理センター規程（次条において「センター規程」という。）第8条第1項に規定する保健管理センター運営委員会（次条において「運営委員会」という。）をもって充てる。

（準用規定）

第3条 運営委員会の規定は、教授会について準用する。この場合において、センター規程第8条第2項、第9条から第14条までの規定中「委員会」とあるのは「教授会」と、「委員」とあるのは「専任教員又は兼任教員」と、「委員長」とあるのは「議長」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。